

平成 19 年 12 月 25 日  
有害情報から子どもを  
守るための検討会  
(中間取りまとめ)

有害情報から子どもを守るために

1. はじめに

近年、我が国においては、情報化の急速な進展等により、子どもが携帯電話やパソコンを利用する機会が増加している。こうした携帯電話やパソコンを通じてインターネットに接続することで、時々刻々更新される膨大な情報に、誰もが容易に接することができるようになってきた。

これらの情報には有用なものが多いことは言うまでもないが、一方で、例えば、性的な内容や非常に暴力的で残忍な内容を含むものなど、子どもの人格形成に悪影響を及ぼすおそれのある情報や、犯罪に巻き込まれる危険性のある情報が含まれている。

特に、いわゆる出会い系サイトに関係した事件により、毎年 1,000 人以上の子どもが犯罪の被害に遭っている状況にある。

また、携帯電話等のネット上に氾濫している有害情報がどのようなものか、それが子どもにとっていかに危険で有害かが保護者、学校関係者等を含め十分に理解されていないなど、子どもをめぐる成育環境についての配慮が十分になされているとは言い難い状況にある。

少子化が進行する中、一人一人の子どもを有害情報から守り健全に育てていくことは、我が国の最重要課題の一つであり、政府として、有害情報から子どもを守るため、更に一層強力な対策を講じることが喫緊の課題となっている。

政府では、これまでも関係府省等が連携して諸施策を推進してきたが、このような厳しい情勢の中、より子どもの視点に立って、子どものために、今後どのような施策を一層講じることができるかを検討するため、「有害情報から子どもを守るための検討会」を本年 7 月に立ち上げ、有識者から意見を伺うなど、幅広い観点から検討を行ってきたものである。

子どもだけでなく、大人の目にも触れさせてはいけない児童ポルノ等の違法情報、公序良俗違反の情報については、いかに削除させるか等が中心的な議論となる。一方、大人にとっては問題ないが、子どもにとっては有害となる情報については、子どもの目に触れさせないことが大切であり、子どもにどのような方法で有害情報を見せないようにするか、そのために子どもにどう啓発するか、フィルタリングの導入促進をどうするかなどが本検討会の主な課題となる。

本中間取りまとめを踏まえ、実施可能な施策については早急を実施していくこととし、今後更に検討を要する施策については、政府が一体となって取組を進めていく必要がある。

## 2. 基本的視点

以下の4点について中間取りまとめに当たっての基本的視点とした。

### (1) 子どもを守るという観点から施策を講ずること

ネット上等に溢れている情報は子どもの人格形成に大きな影響を与えることから、大人の責任として、ネット上等の有用な情報は活用しつつ、有害な情報については、子どもを守るという観点から子どもの目に触れさせないための施策を検討する。

### (2) ネット上の有害情報の特性に応じた適切な施策を講ずること

ネット上の情報は、情報の拡散性や匿名性といった特性があり、特に携帯電話によりアクセスされた場合には、子どもへの影響が大きく、その有害情報の特性に応じ、適切な施策を検討する。

### (3) 社会全体で子どもを守ること

有害情報から子どもを守るためには、政府だけでなく、地方公共団体、関係業界、学校、家庭、地域等を含め広く社会全体で取り組むことが重要であり、それぞれの役割をどう果たすか、どう有機的な連携を強化していくかという観点で必要な施策を検討する。

### (4) 表現の自由等とのバランスに配慮すること

子どもにとって有害な情報についても、表現の自由等とのバランスには配慮する必要があるが、有害情報を子どもの目に触れさせないという手法は、表現自体を特段制約するものではなく、違法情報や公序良俗違反の情報を削除する等の手法とは、態様が異なることに留意すべきである。

## 3. 有害情報対策の今後の方向性

### (1) ネット上の有害情報対策

#### ア 予防・抑止対策の強化

##### (ア) フィルタリングによる予防・抑止対策

##### (状況)

平成18年のいわゆる出会い系サイトに関係した事件として警察庁に報告のあったものは1,915件で、18歳未満の被害児童数は1,153人であり、このうち女子児童が99%を占めている。

出会い系サイト等の違法・有害情報にアクセスできる携帯電話について、総務省が実施した調査(平成18年2月及び平成19年1月実施)によると、携帯電話のフィルタリングサービスの認知率は、昨年の44%から本年は66%に上昇しているもの

の、内閣府が実施した特別世論調査（平成 19 年 9 月実施）によると、有害情報へのアクセスを制限できるフィルタリングについては、約 51 %が知らないと回答するなど、フィルタリングサービスに係る意識については、十分には浸透していない状況がうかがわれる。

携帯電話の新規契約時には、親権者にフィルタリングサービスの利用の意思確認を行うこととなったものの、店舗における説明が十分と言えず、機種変更時等の場合には、業界団体のアクションプランにおいて推奨を行うこととしているが、十分説明がなされていると言えないとの指摘もある。継続使用の場合には、フィルタリングの説明を受ける機会もあまりない。フィルタリングがユーザーニーズを十分踏まえているか、諸外国の施策を含めより効果的なフィルタリングの導入促進方策がないか、また法的に何らかの義務化ができないか等の課題も呈されている。

総務省では、12 月 10 日、携帯電話事業者等に対してフィルタリングサービスの更なる導入促進について要請し、携帯電話事業者等は、①新規契約時には親権者からの不要の申告がない限りフィルタリングサービスを設定する、② 18 歳未満の既存契約者に対し、十分な周知を実施し、親権者から不要の申告があった場合を除き、フィルタリングを設定する等の対応を行う、③その他の既存契約者に対し、使用者が 18 歳未満であることが確認された場合は、不要の申告があった場合を除きフィルタリングサービスを設定する等の取組を表明した。

また、パソコンについても、パソコンメーカーによるフィルタリングソフトのプレインストール等の取組を始めつつあるところだが、その普及は未だ不十分との指摘がある。

なお、警察庁では、「出会い系サイト等に係る児童の犯罪被害防止研究会」を設置し、いわゆる出会い系サイト規制法の改正を視野に、児童の犯罪被害防止のため実効的な対策について検討し、総務省及び経済産業省においては、出会い系サイトの広告・宣伝も多い迷惑メールに関する法規制の見直しが検討されている。

（必要な施策）

① フィルタリングサービスの導入促進

i) 携帯電話のフィルタリングサービスの導入促進

総務省等関係府省は、携帯電話事業者等によるフィルタリングサービスの普及促進に向けた自主的な取組の強化のため、官民連携しつつ、推進できるものはその強化を図るとともに、推進に当たり課題があるものは検討を進め、総務省が中心となって、平成 19 年度末までにその推進方策について取りまとめる。

- 新規契約時に親権者にフィルタリングサービスの利用を原則とした形で確実な意思確認が行われる必要がある。
- 既存契約者に対して、フィルタリングサービスを普及促進するため、機種変更時を含めあらゆる機会をとらえて、工夫を凝らした一層の広報啓発等を行う必要がある。

- フィルタリングの導入促進をはじめとする子どもを守るための取組については、諸外国の例等を踏まえつつ、また国際的な情報交換を進めながら、より効果的な方策がないか等について検討していく必要がある。

## ii) パソコンのフィルタリングサービスの導入促進

経済産業省等関係府省は、パソコンの関連事業者等によるフィルタリングサービスの普及促進に向けた自主的な取組の強化のため、官民連携しつつ、推進できるものはその強化を図るとともに、推進に当たり課題があるものは検討を進めていく。

- パソコンの出荷時から原則フィルタリング機能をバンドル/プレインストールし、新規ユーザへの普及を進めていく必要がある。
- メールマガジンを活用した既存ユーザへの周知等、フィルタリングの一層の普及を図る必要がある。

## ② 事業者、代理店の販売員等による説明の充実強化

総務省等関係府省は、携帯電話事業者による啓発活動が促進されるよう、官民連携しつつ、推進できるものはその強化を図るとともに、推進に当たり課題があるものは検討を進めていく。

- 事業者、代理店の販売員等が、子どもにとっての危険性等を含め、保護者、子ども等に対してフィルタリングサービスの必要性・重要性等を十分説明できるようにする必要がある。
- 事業者、代理店の販売員等が十分説明できるよう、リーフレットの配布や研修等が実施される必要がある。

## ③ ユーザニーズに基づくフィルタリングサービスの提供

総務省等関係府省は、子ども、保護者のニーズ等も踏まえた有害情報サイトの遮断に向け、官民連携しつつ、推進できるものはその強化を図るとともに、推進に当たり課題があるものは検討を進めていく。

- 携帯電話のフィルタリングサービスについては、公式サイト等の推奨されるサイトに限定する方式や一定のカテゴリーを有害情報サイトとして遮断する方式等があるが、当該方式について、子ども、保護者等にメリット・デメリット等も含め分かりやすく説明して、安心して携帯電話を使用できるようにする必要がある。
- 携帯電話のフィルタリングについては、子どもにとっての危険性等に十分配慮しつつ、保護者、子どものニーズ等も踏まえたサービスとなるようにする必要がある。また、フィルタリングについては、保護者、子ども等のニーズの変化等に応える必要がある。

#### ④ フィルタリングに係る法的規制

- 深刻な子どもの被害の現状にかんがみ、子どもを守るという観点に立ち、携帯電話のフィルタリングを普及促進させていく必要がある。フィルタリングに関する法的規制については、昨年来の議員立法の動向、フィルタリングの普及状況等を見守りつつ、携帯電話のフィルタリング普及促進のための法的規制の課題等について整理する必要がある。

#### (イ) 関係業界等の自主規制による予防・抑止対策

##### (状況)

インターネット関連業者等の業界団体においては、違法情報についてはインターネット上の違法情報への対応に関するガイドラインの策定により削除等に努めている。有害情報については契約約款により公序良俗に反するものとして削除等を促している。しかし、違法・有害情報の削除は、目視による情報の確認など、多大の苦勞を要することから、特に中小のプロバイダ等において負担が大きい。悪質な一部のプロバイダやウェブサイトの管理者等が、削除依頼に応じない状況にある。また、子どもにとって有害な情報についてアクセス制限させる取組が十分に促進されていない。

##### (必要な施策)

総務省等関係府省は、関係団体等による自主規制が促進されるよう、官民連携しつつ、推進できるものはその強化を図るとともに、推進に当たり課題があるものは検討を進めていく。

- 削除依頼に応じない悪質なプロバイダやウェブサイト管理者等を減らし、業界団体の自主規制をより有効なものとするため、例えばインターネット上の違法・有害情報に関する事業者向けの対応相談窓口の支援や、有害情報から子どもを守る施策を強化している有効な施策を実施している業者を推奨する等の自主的措置の促進方策を検討する必要がある。
- ガイドライン等については、新たな課題について臨機応変に対処できるよう、その内容についてタイムリーに見直しを検討する。
- インターネット・ホットラインセンターでは、一般のインターネット利用者から通報を受けた違法情報、有害情報について、試験的にフィルタリング事業者を提供しているが、これを正規に位置づけるかどうかについて検討していく必要がある。

#### イ 啓発活動の強化

##### (状況)

保護者、教職員をはじめ多くの大人はプロフ等の理解がほとんどなく、違法・有害情報の実態や、その危険性・有害性等に対する認識が乏しい。そのため保護者は、携

携帯電話のフィルタリングを付けないとか、フィルタリングを不要又は子どもの言いなりとなり、そのフィルタリングを解除等させて、子どもに使用させてしまう者も数多くいる。教職員や、地方公共団体等関係機関の職員には、ネットに係る知識、違法・有害情報の実態、その対応要領に詳しい者が少ない。PTA 等関係団体の活動においては地域間にばらつきがある。子ども自身についても危険性等についての認識が薄い。

#### (必要な施策)

文部科学省等関係府省は、啓発活動の強化に向け、官民連携しつつ、推進できるものはその強化を図るとともに、推進に当たって課題があるものは検討を進めていく。

#### ① 保護者に対する啓発活動

- 保護者に対する啓発等に当たっては、プライバシーの保護や子どもへの悪影響等を与えないことに留意しつつ、有害情報の実際の画像等を使用するなどにより、その危険性と対策について具体的に説明する必要がある。
- 学校からの各種連絡等あらゆる機会を捉え、ネット上の有害サイトの有害性・危険性、フィルタリング等の必要性・重要性等を繰り返し啓発する方策等を促進する必要がある。
- 企業等においても、子どもを持つ従業員等に対して、学校、警察等関係機関・団体と連携しつつ、積極的な啓発活動を促進する必要がある。

#### ② 教職員に対する啓発活動

- 指導のできる教職員の育成を早急に行う必要があり、その際には、有害情報の実際の画像等を使用するなどにより、その危険性と対策について具体的に説明する必要がある。また、教員を指導する立場にある指導主事等を対象とした情報モラル指導セミナーの実施や、情報モラルの指導力を含む「教員の ICT 活用指導力のチェックリスト」の普及等を通じて、各都道府県における情報モラル指導のための教員研修の実施を促進する必要がある。
- 学校教育において、情報モラル（情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度）の育成、情報安全等に関する知識の習得などについての指導を充実するため、ネットの危険性とその対処方策等を含む学習指導要領の改訂等を検討する必要がある。
- 教職員を養成するための大学教育において、情報リテラシー等ネットの危険性とその対処方策等が適切に扱われることが必要である。

#### ③ 子どもに対する啓発活動

- 家庭における携帯電話の使用時間の設定等利用上のルールについて親子で一緒に考えるように促すなど、より実効性のある啓発活動を強化する必要がある。
- 犯罪の被害に遭わないという観点だけでなく、いじめ等の加害行為に及ばないようにするという観点からも、情報モラル等を学ぶ機会の充実を図るなど啓

発活動を強化する必要がある。

- 子どもが自ら有害情報についての危険性等について考えさせ、同級生、下級生等子ども自身の手により啓発活動を一層普及させていく必要がある。また、子ども自身に考えさせるためのアイデアにより啓発に資する標語を募集するなどの施策も推進していく必要がある。
- 大手プロバイダによるケイタイ安心教室等の好事例を紹介するなどにより、他のプロバイダ等による子どもを対象としたフィルタリングの普及促進等の啓発活動を広げていく必要がある。

#### ④ 社会を挙げた啓発活動の推進

- 地方公共団体等においては、学校、警察、PTA、保護者等との連携が必要であり、そのためにノウハウを有する職員の配置、指導員の育成等を行う必要がある。
- 地方公共団体等においては、PTA、地域団体等に啓発する際は、プライバシーの保護や子どもへの悪影響等を与えないことに留意しつつ、有害情報の実際の画像等を使用するなどにより、子どもを守るための具体的な対策について説明する必要がある。

#### ウ 通報・削除対策等の強化

##### (状況)

インターネット上の違法情報については、捜査によって取り締まっているが、量が膨大であり、捜査ではすべてを解決できないことから、削除の要請をしている。

一般のインターネット利用者からの通報を受け付け、警察への通報やサイト管理者又はプロバイダ等への削除依頼を行うホットライン業務をインターネット・ホットラインセンターで行っているが、同センターへの通報件数は大幅な増加傾向にあり、現在の体制では十分に削除依頼することが困難である。

また、海外サーバに蔵置されている違法情報もあり、約3割程度に相当する。この他、プロバイダによる取組がまだ十分とは言えず、ガーディアンエンジェルス等サイバーパトロールを行っている民間団体との連携が十分とは言えない。

##### (必要な施策)

警察庁等関係府省は、違法情報の取締り、削除等に向け、官民連携しつつ、推進できるものはその強化を図るとともに、推進に当たり課題があるものは検討を進めて行く。

#### ① 違法情報に対する取締りの強化

インターネット上に違法情報が氾濫していることにかんがみ、警察等の取締り機関では、特に悪質性の高いものに重点を置いて取締りを強化して行くことが必要である。

## ② インターネット・ホットラインセンター等による取組みの強化

- 警察への通報やプロバイダ等に対する削除依頼等を行っているインターネット・ホットラインセンターの体制強化を図る必要がある。
- ホットライン業務を受託している（財）インターネット協会は、本年3月に、諸外国におけるホットライン相互間の連絡組織である INHOPE（International Association of Internet Hotlines）に加盟し、諸外国と民間機関・団体レベルでの連携を推進中であり、今後、より一層取組を強化していく必要がある。
- NPO 等の民間団体によるサイバーパトロールの強化を図るとともに、これらの団体等への関係機関等による支援の在り方を検討するなど、社会全体として子どもを守る枠組を確立する必要がある。
- 違法情報の削除依頼に応じないプロバイダ等の対処について検討していく必要がある。

## ③ プロバイダ等の自主サイバーパトロール等の強化

一部大手プロバイダ等による自主サイバーパトロールの取組みが行われているが、企業の子どものを守る社会的責任として、ウェブサイトの運営者や他のプロバイダ等においてもできるだけ自主的なサイバーパトロールが広がるよう、情報の提供や支援等を行う必要がある。

## エ インターネットカフェ対策の強化

### （状況）

いわゆるインターネットカフェについては、都道府県青少年保護育成条例により、青少年の深夜入店を制限したり、青少年に対するフィルタリングソフトの使用等の努力義務を課している都道府県も多い。日本複合カフェ協会加盟店では、入店時の年齢確認、子どもの利用時間の制限等を行っているが、一方で、協会に加盟せず自主規制もしていない店舗が存在している。

### （必要な施策）

関係府省は、インターネットカフェについて、子どもの深夜入店や有害情報へのアクセス防止等に向け、官民連携しつつ、推進できるものはその強化を図るとともに、推進に当たり課題があるものは検討を進めていく。

- 複合カフェ協会の定めた運営ガイドラインのうち、特に、入店時の年齢確認、夜間の利用制限、子どもに対する有害情報サイト等へのアクセスの制限措置等の自主規制の強化をより一層促進する必要がある。
- 法令に違反するなどの悪質なアウトサイダーを減少させ、業界団体の自主規制をより有効なものとするため、例えば有害情報から子どもを守るための自主規制をしているインターネットカフェ業者を優良と認定する制度の新設等自主



規制の促進方策を検討する必要がある。また、子どもを守るためのガイドライン等の不断の見直しや、その周知徹底をより強化していく必要がある。

- 法令に違反するなどの悪質なアウトサイダーに対しては、行政機関等による立入調査、警察等による指導取締りを一層推進する必要がある。

#### オ 情報通信全般における子どもを守るための法制化の検討

本年 12 月、「放送・通信の総合的な法体系に関する研究会」の最終報告書が公表された。当該報告書では、現行の通信・放送法制の「縦割り」から「レイヤー構造」への転換、「情報通信法（仮称）」としての一本化を提言しているが、コンテンツに関する法体系の在り方として、「オープンメディアコンテンツ」の概念を用い、「有害な情報」対策を明記した。「有害な情報」の具体例として、「青少年に有害な情報」を挙げ、その対策として「いわゆる『ゾーニング』規制（特定の行為等に対して一定のゾーン（範囲や利用方法）に限り規制することを許容する規律手法）を導入して広汎な内容規制の適用を回避しつつコンテンツ流通の健全性を確保することの適否を検討すべきであり、具体的にはフィルタリングの提供の在り方について検討すべきである。」との提言がなされている。今後、法制化に当たっては有害情報から子どもを守るための施策が検討されることが期待される。

### （2）有害環境対策

#### ア 有害図書類対策の強化

##### （状況）

雑誌、ビデオ、DVD 等の有害図書類等については、長野県を除く 46 都道府県で青少年保護育成条例により規制がなされており、一定の成果があがっている。

しかし、都道府県ごとに指定対象等にばらつきがあり、書店、コンビニエンスストア等においては、有害な少女コミックなど有害図書類が子どもへの影響に十分配慮せずに陳列される状況が見受けられる。子どもに対して有害図書類を販売することは、青少年保護育成条例により通信販売による場合でも禁止されているにもかかわらず、子どもが有害図書類を通信販売で購入し、郵送、コンビニエンスストア等での引換え等により入手できる状況にある。有害環境対策のための住民によるパトロールも行われているが、地域によりばらつきがある。

##### （必要な施策）

内閣府等関係府省は、子どもの目に有害図書類を触れさせないように、官民連携しつつ、推進できるものはその強化を図るとともに、推進に当たり課題があるものは検討を進めていく。

#### ① 政府による地方自治体への積極的な支援

- 有害図書類に関しては、都道府県相互間において指定状況等についての一定の情報共有が行われているが、政府としても、都道府県との連絡会議を開催す

るなど、一層情報の共有が推進されるよう、必要な支援を行うとともに、有害図書類の指定等について都道府県間の斉一性の確保等のため、基準の策定等について検討する必要がある。

- 都道府県の条例により行われている有害図書類の規制を国で行うことについては、行政改革等の厳しい情勢の中で審査機構等を設けることができるかどうかの検討、都道府県で行ってきた事務と国で新たに行う事務との関係の整理等が必要となる。

## ② 地方自治体及び書店、コンビニエンスストア等業界の取組の強化

- 地方自治体においては、条例に基づく区分陳列、包装等の措置の励行のため、立入調査等を強化するとともに、業界団体を通じ、また個別企業に対する指導を一層強化していく必要がある。
- 書店、コンビニエンスストア等業界においては、条例に規定された区分陳列、包装等の措置を確実に履行するとともに、子どもにとって悪影響なものについて、自主規制を徹底する必要がある。
- 青少年に対する有害図書類の販売、頒布については、青少年保護育成条例により禁止されていることから、有害図書類を販売する事業者は、通信販売等による場合であっても、引き渡しを委託した配送事業者、コンビニエンスストア等に当該引き渡しの際に客の年齢確認を行うことを徹底させるなどして、子どもが有害図書類を購入することができないような措置を講ずる必要がある。また、有害図書類を通信販売しているにもかかわらず、上記年齢確認を徹底していない悪質な事業者に対する指導取締り等を行う必要がある。

## ③ 地域社会一体となった有害環境対策の推進

- 地域住民等による有害図書等自動販売機の撤去運動、有害図書を区分陳列する運動等「地域で子どもを守る」運動を一層強化していく必要がある。

## イ 有害ゲーム対策の強化

### (状況)

家庭用ゲーム、ネットを介して複数の者が同時にゲームで遊ぶオンラインゲーム等の中には、性的な内容や非常に暴力的で残忍な内容を含むものがあり、このような性的又は暴力的・残虐的なゲームを子どもが行い続けた場合、子どもの人格形成に悪影響を及ぼすという意見もある。

業界の自主規制として、ゲームソフトの内容、表現等によりプレーできる対象年齢を表示する年齢別レーティング制度が実施されており、家庭用ゲームのほとんどは年齢別レーティングがなされているが、レーティングに関する認知度は低く、レーティング制度について、利用者から見て分かりやすくする必要があり。オンラインゲームの一部については、レーティング審査を受けているが、特に携帯電話用のゲームにつ

いてはレーティング基準等を策定・審査する機関がない。

(必要な施策)

経済産業省等関係府省は、ゲームの子どもへの影響を十分考慮し、官民連携しつつ、推進できるものはその強化を図るとともに、推進に当たり課題があるものは検討を進めていく。

① 業界による自主規制の強化

- レーティング機関は、レーティングの審査方法や審査基準の公表に努めるとともに、審査過程における業界外の者の参画等により、可能な限り審査過程における透明及び客観性を向上させ、また、レーティングに関する認知度を向上させるための広報活動の強化等更なる対策の強化を図る必要がある。
- オンラインゲームについては、一部レーティング審査が行われているところであり、今後レーティング審査を受ける業者の増加に向け、一層の取組を強化していく必要がある。

② 国、都道府県と関係業界との連携の強化

- 国、都道府県と関係業界との連絡会議等を開催するなどその連携を強化し、オンラインゲームに関する課題等を含め、子どもへの影響を十分考慮した対策を検討していく必要がある。
- 都道府県青少年保護育成条例による有害図書類に係る団体指定が、20 府県で行われており、今後ゲームソフトの審査機関である CERO 等と都道府県との相互理解が深まるよう、連携の強化を推進する必要がある。

③ 性的又は暴力的・残虐的なゲームの影響等についての啓発の強化

- 性的又は暴力的・残虐的なゲームは、子どもの人格形成に悪影響を及ぼすことが懸念されるとの意見もあることから、子どもへの影響等に鑑み、レーティングによってそのようなゲームを子どもから隔離すべく、レーティング制度の趣旨を通じて広報啓発を行う必要がある。
- 性的又は暴力的・残虐的なゲームでなくとも、長時間ゲームをすると、子どもの健全育成に悪影響を及ぼすことが懸念されるとの意見もあり、ゲームをする時間を決めるルールを家庭で設定するなど、学校、行政等各方面からの子どもへの影響等に係る広報啓発活動を積極的に展開していく必要がある。

(参考)

〈有害情報に対する現在までの主な取組〉

## 1. 政府としての主な取組状況

### (1) 内閣府

「青少年育成施策大綱」(平成15年12月)、「青少年を取り巻く環境の整備に関する指針」(平成16年4月)、「子ども安全・安心加速化プラン」(平成18年6月)等において、青少年のメディアを活用する能力の向上、フィルタリングソフトの普及、関係業界団体や事業者に対する青少年の健全な育成に配慮した自主的取組の要請などの施策を盛り込み、政府を挙げてこれらの施策を推進している。

### (2) 内閣官房(IT担当室)

インターネット上における違法・有害情報等に関する関係省庁連絡会議(IT安心会議)において、「インターネット上における違法・有害情報対策について」(平成17年6月)をに取りまとめ、そのフォローアップ(平成17年8月、平成18年7月)を行っている。また、本年10月には、「インターネット上の違法・有害情報に関する集中対策」をIT安心会議で取りまとめ、11月にIT戦略本部で報告が行われた。

### (3) 警察庁

「総合セキュリティ対策会議」及び「バーチャル社会のもたらす弊害から子どもを守る研究会」を開催し、インターネット上の問題点と対策等について検討を行った。また、平成15年に「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」(出会い系サイト規制法)が施行され、現在、「出会い系サイト等に係る児童の犯罪被害防止研究会」を設置し、出会い系サイトに関する規制の見直し等を視野に検討を行い、来年1月を目途に取りまとめを行う予定である。

平成18年6月から、ホットライン業務を民間委託し、「インターネット・ホットラインセンター」として運用している。また、総務省、文部科学省等と合同で、携帯電話のフィルタリングの促進等の対策を促進している。

### (4) 総務省

「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する検討会」を開催し、違法・有害情報に対する総合的な対応について検討し、平成20年3月を目途に中間取りまとめ予定である。

平成19年12月、携帯電話・PHS事業者等に対し、青少年におけるフィルタリングサービスの導入促進について要請を行った。このほか、平成19年2月、警察庁、文部科学省等と合同で、都道府県知事、教育委員会及び都道府県警察

等に対し、携帯電話におけるフィルタリングの普及促進について、啓発活動に取り組むよう依頼した。

総務省及び電気通信事業者は、文部科学省と連携し、主に保護者、教職員に対してインターネットの安心・安全利用に関する啓発を行う、「e-ネットキャラバン」を平成18年度から全国規模で実施している。

また、いわゆる迷惑メールについては、平成19年7月より「迷惑メールへの対応の在り方に関する研究会」を開催し、総合的な対策を検討し、平成19年12月に中間取りまとめを行った。

#### (5) 文部科学省

総務省及び警察庁等とともに、主に保護者及び教職員を対象とした「e-ネットキャラバン」の実施、情報モラル教育の推進、非行防止教室による教育の強化など、学校を中心とした啓発活動を推進するとともに、総務省、警察庁等と合同で、携帯電話のフィルタリング導入を促進している。

また、現在、「ネット安全安心全国推進会議」を開催し、違法・有害情報対策のため、関係業界・団体・行政等が行っている取組みを有機的に連携させ、関係機関による推進体制を整備するための取組を検討している。

#### (6) 経済産業省

「青少年の健全な育成のためのコンテンツ流通研究会」を開催し、映画、DVD・ビデオ、ゲームソフト等の各種コンテンツのレーティング制度等について議論し、平成18年4月に、①既存レーティングの客観性の向上・「18歳未満販売禁止」区分の明確化、②流通・販売段階における自主規制の実効性確保、③全国知事会等を活用した地方自治体と事業者との連携強化その他についての提言を盛り込んだ報告書を取りまとめた。

また、フィルタリングソフトの無償提供やシンポジウムの開催等を通して、フィルタリングの普及啓発を実施している。

### 2. 地方公共団体の主な取組状況

現在、長野県を除く46都道府県で制定されている青少年の保護等に関する条例が制定され、また、平成17年中13都府県、平成18年中11県が青少年保護育成条例を改正し（平成18年12月1現在）、インターネット上の規制を始め有害図書類等の制限に関する改正等を行っている。

その結果、インターネット上の有害情報を青少年に閲覧させない等の努力義務を保護者等に対して課しており（38都道府県）、また、インターネットを利用することのできる端末装置を利用させる施設の関係者やプロバイダに対し、フィルタリングソフトの活用やその他必要な情報を提供する努力義務を課している（32都道府県）

### 3. 業界の主な取組状況

#### (1) 電気通信事業者

電気通信事業4団体では、平成18年及び平成19年に、「フィルタリング普及啓発アクションプラン」を策定し、フィルタリングの一層の利用拡大を目標として自発的な取組を引き続き強力に推進することとした。また、総務省及び文部科学省と連携し、主に保護者及び教職員を対象としたe-ネットキャラバンの実施している。

#### (2) インターネット・ホットラインセンター

インターネット・ホットラインセンターでは、警察庁の委託業務として、平成18年6月からインターネット上の違法・有害情報に関する通報を受理し、違法・有害情報についてはプロバイダ等に削除を依頼し、違法情報については警察に通報を行っている。1年間で、60,010件の通報を受理。通報件数は大幅な増加傾向にある。

#### (3) 日本複合カフェ協会

日本複合カフェ協会加盟のインターネットカフェでは、会員制を導入し、18歳未満の青少年の身分確認、利用時間の制限、オープン席の利用等の青少年対策を実施している。(平成17年9月現在、協会加盟率は約41%)

#### (4) ゲーム業界

特定非営利活動法人コンピュータエンターテインメントレーティング機構(CERO)、コンピュータソフトウェア倫理機構では、ゲームソフトの年齢別レーティング区分を行い、Z区分(18禁)等の指定を実施し、その普及促進を図っている。

### 4. PTA・地域社会の主な取組状況

#### (1) PTA

日本PTA全国協議会では、フィルタリングの普及に関し、全国61の地方協議会に通達を出し、同時に携帯電話3社に対しても要請を行っている。

特に、熊本県PTA連合会では、文部科学省の委託を受け、青少年を取り巻く有害環境対策実行委員会を設置し、フォーラムや講演会、啓発チラシの配布、実態調査等の活動を行っている。

#### (2) その他の地域社会

地域社会においても、ネット上の有害情報から子どもを守るため、様々な取組が行われており、例えば、群馬県では、市民インストラクター制度をつくり、学校を助けるネットパパ、ネットママを育て、学校と一緒にネットパトロールを行っている。また、石川県野々市町では、携帯電話を小中学生に持たせないという運動を平成15年度から行っている。